

第28回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	令和3年1月21日（木）10時00分～11時30分
場 所	下関市勤労福祉会館 4階 ホール
議 案	議案第1号 下関市都市計画マスタープラン（案）について
出席者（委員）	
○委員 20名中17名出席 ○傍聴者 0名	

議事概要

■議案第1号 下関市都市計画マスタープラン（案）について

○委員

37ページの「見直しの視点」について、令和2年12月23日、24日に開催された当計画の説明会資料においては、「新型コロナ危機に対応したまちづくりの必要性」の観点に記載されていたが、本編資料において削除された理由を教えてください。

⇒事務局

説明会においては、分かりやすいよう新型コロナウイルスについても列記していた。本編においても、「見直しの視点」として分かるよう記載したいと考える。

○委員

『公共施設等総合管理計画』というまちづくりの根幹に関わる計画との関連性を教えてください。

⇒事務局

公共施設マネジメントの観点については、市としても重要であると認識しており、3ページの「関連計画」にも記載をしているところである。

当計画は都市づくりの大まかな方向性を示すものであり、『公共施設等総合管理計画』の進捗状況等を踏まえ、実現性ある施策については、地域別構想において記載していく所存である。

○委員

46ページの拠点の考え方における「集落拠点」について、「地域拠点（田園住宅型）」と同一の都市機能を設定しているにも関わらず、拠点の名称を分ける理由を教えてください。

また、集落拠点の説明において、「集落ごとに小さな拠点の形成を図ります。」と記載されているが、豊田町の西市地区や豊北町の滝部地区等という各町の中心部において、集落ごとに小さな拠点の形成を図っていることとなるのか。

現行計画では地域拠点として設定されており、集落拠点という文言の位置づけになるのか疑問である。

⇒事務局

本市は線引きを行っている下関都市計画区域、非線引きの下関北都市計画区域、都市計画区域外の3つの区域を有している。

集落拠点として設定している豊田町、豊北町については、都市計画区域外であり、他部署が行っている『中山間地域づくり指針』や『過疎地域自立促進計画』等においてまちづくりを進めていくエリアであり、小さな拠点における計画を作成していくと伺っている。

以上のことから、都市計画における施策を行うエリアである「地域拠点（田園住宅型）」と分けて、「集落拠点」として設定した次第である。

○委員

集落拠点という文言は修正する予定はないのか。集落拠点を集約していく地域の拠点というイメージで、現行計画にある地域拠点や生活拠点という名称が適しているのではないかと提案する。

○委員

ここでは、あくまでも都市計画区域において分けられているとのことだが、事務局において、集落拠点という名称が適しているか検討いただきたいと考える。

○委員

中心市街地における斜面地及びその周辺について、詳細に検討していくことについて、高く評価したい。

16ページの「開発・新築動向」と18ページの「空き家動向」において示されている通り、中心市街地の課題について、今まで取り組まれていなかったことが本市における問題であったと考える。

来年度に地域別構想が作成されることになるが、当該地においては、また新たな計画の作成が必要となるのか等、今後の策定にあたっての進め方を教えてください。

⇒事務局

来年度の地域別構想においては、地域ごとに課題を整理し、将来ビジョンを確立し、ある程度施策の方向性を示して参りたい。

下関市街地においては、他の地域に比べて課題が輻輳しているため、分科会を開き、将来ビジョンを確立して参りたいと考えている。

○委員

地域ごとの計画を策定するにあたって、地域の生の声を吸い上げることが重要である
と考える。アンケートやパブリックコメントによる意見聴取だけでなく、各総合支所長や
各支所との連携による意見聴取の方法を検討されているか。

⇒事務局

各総合支所や各支所と連携して地域課題の把握に努め、策定している。

○委員

資料の『下関市都市計画マスタープランの改訂について』における、地域別構想の欄に、
4つほど地域が示されているが、どのような区分で地域別構想を行っていくよう検討さ
れているか。

⇒事務局

現行の都市計画マスタープランにおいては、小月地区等を市街地東部地域、吉見、安岡
地区等を市街地西部地域、本庁管内、彦島地区等を市街地中心部地域、また各総合支所管
内ごととしている。これを踏まえて、今後検討していく。

○委員

総合計画等の上位計画や、環境基本計画や地域防災計画等の関連計画を参考にして作
成されていると説明を受けたが、他計画と重なる計画は意味がないという意見と独立し
た計画のため総合的に網羅したいという意見があると考ええる。

他計画から引用した部分と当計画において定めた部分分かるように記載することが
望ましいと考える。

⇒事務局

都市計画とは、全体構想の6つの分野のうち、「土地利用」と「都市施設整備」、「市
街地整備」の3つの柱を軸に組み立てていくものである。

都市づくりに関連が深い分野として、残る「環境保全・形成」と「景観形成」「都市防
災」として挙げている。

これらの全体構想は関連計画と整合性を図りながら作成している。

他計画から引用した部分と当計画において定めた部分分かるように記載することに
ついては検討して参りたい。

○委員

当計画の目標年次は20年後と長期にわたっているが、計画の見直しは、事業進捗等を
確認しながら実施されるのか。

⇒事務局

この度諮問した全体構想についても、各部局において事業の進捗等をフォローアップ
したうえで、この度の見直しの視点を加味して時点更新している。

中間目標年次として設定している、10年後の2030年における社会情勢等に応じ
て、必要な際には、適宜見直しを行って参りたいと考えている。

○委員

既に実施されている空き家等の対策については、都市計画マスタープランを意識して行っているのか。

⇒事務局

当計画の全体構想において、「土地利用」や「市街地整備」の方針が示されている。他部局においても当該計画に沿って施策を行っていく。

○委員

当計画が実現できるように努めていただきたいと考える。

○委員

37ページの見直しの視点における「持続可能なまちづくりの必要性」について、中心市街地における既存商店街の衰退等を問題視していると記載されているが、この問題はもう何十年も前から挙がっているものであり、現在は建築物を借りたくても、老朽化が進んで借りることができないなど、問題の内容が変わってきていると考える。

現在全体構想において、商店街について全く触れられていないため、整合性を図るべきであると考え。

○委員

現在『にぎわいプラン』において検討している事項であり、また本市においても重要課題であるため、地域別構想の検討と併せて全体構想にも内容を盛り込めていけたらいいと考える。

○委員

人口密度目標として、居住誘導区域内の人口密度を1haあたり40人の維持というのはいかに高い目標であり、達成することが困難であると考え。

にぎわいや一定の公共交通サービスの維持するために、1haあたり40人を維持するという目標になっており、1haあたり37人だとにぎわいが維持できないことの方が問題であるため、にぎわいや活力を維持するための方策が柱になる必要がある。

1haあたり40人のまちや1haあたり30人のまちの姿を市民はイメージしづらいと考える。例えば、公共交通サービスとしてバスが20分に1本は利用できるまちを維持するためには、1haあたり何人の人口密度の維持が必要になる、などとなるのではないかと考える。

本市は広範な市域であるため、地域ごとの細部の検討は困難であると思うが、地域別構想の際には、具体的な課題に落とし込みながら、市民の方がイメージしやすいように作成していただきたい。

※上記議事内容を答申された。

以上